

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書 に関する審査の結果の案の取りまとめについて

令和2年7月29日
原子力規制委員会

1. 審査結果の取りまとめについて

原子力規制委員会は、平成26年1月7日に日本原燃株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき提出された再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書を受理した。また、平成28年2月22日、平成29年5月9日、平成30年4月16日、平成30年10月5日、平成31年3月8日、令和2年4月3日、令和2年4月17日及び令和2年7月13日に、同社から当委員会に対し同申請の補正がなされた。

当委員会は、本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることとし、経済産業大臣の意見を聴くこととする。

2. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり経済産業大臣の意見を聴くこととする。

3. 意見募集の実施

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、新規規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及びMOX加工施設について実施することが決定している。その他の核燃料施設については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしている。(参考2)^{※1}

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるに当たっては、

(案の1): 審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2): 審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

※1 平成28年2月17日 第56回原子力規制委員会 資料3
(<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11235834/www.nsr.go.jp/data/000140069.pdf>)

4. 今後の予定

経済産業大臣への意見聴取の結果（案の1の場合：及び審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果）を踏まえ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく当該事業変更許可申請に対する許可処分の可否について判断を行う。